

岩手県監査委員告示第21号

監査結果の公表（平成27年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

岩手県監査委員 高橋 元  
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
 岩手県監査委員 吉田 政司  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 (1) 監査対象機関名 商工労働観光部商工企画室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年8月5日

イ 本監査実施日 平成27年8月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項   | 措置内容   |
|--|--|
| 旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが9件、41,928円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 旅費の支給に当たっては、チェック表を活用し、複数職員により進捗状況を確認するなど、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。 |

2 (1) 監査対象機関名 商工労働観光部ものづくり自動車産業振興課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年7月7日

イ 本監査実施日 平成27年8月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項   | 措置内容  |
|--|---|
| 補助金の執行に当たり、事業完了後相当期間経過してから完了確認しているものが11件、19,510,948円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 補助金の執行に当たっては、事業完了後速やかに完了確認を実施するとともに、事業完了確認を徹底し、再発防止に努めることとした。 |

3 (1) 監査対象機関名 商工労働観光部観光課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成27年7月8日

イ 本監査実施日 平成27年8月27日

(3) 監査結果の公表の日 平成27年10月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項  | 措置内容  |
|---|---|
| ア 県営建設工事の契約に当たり、契約保証金の金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 | ア 契約保証金の徴収に当たっては、契約同時の確認を徹底するなど、組織的なチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。 |
| イ 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい     | イ 物品の管理に当たっては、所管換の手続を適正に行い、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより               |

。

、再発防止に努めることとした。